

お知らせ



小規模貯水槽水道を点検しています

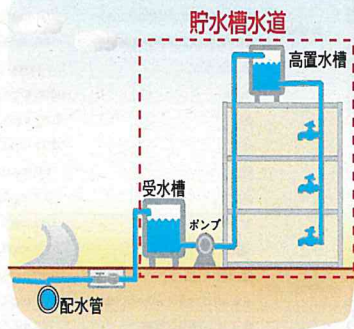
水道局では、容量 10 立方メートル以下の受水槽を持つ小規模貯水槽水道の巡回点検サービスを行っており、市内を 3 年で一巡しています。費用は水道局が負担します。

- ◆期間 令和 2 年 7 月～令和 3 年 1 月
- ◆実施地区 倉敷地区の一部（城南・笹沖・吉岡・浦田・福井・四十瀬・粒江・藤戸・茶屋町）
水島・児島地区の全域
（対象者には事前にお知らせします。）
- ◆点検内容 ・給水栓（蛇口）での簡易な水質検査
・水槽などの施設管理状況の点検
- ◆費用 無料
- ◆点検業者 水道局が委託した倉敷市指定給水装置工事事業者

※点検業者は水道局が発行した身分証明書を持っていますので、不審に思ったときは提示を求めると、水道局まで問い合わせてください。

※高置水槽を含む貯水槽水道の維持管理は、法令により設置者（建物の所有者など）が行うことになっています。適切な管理をお願いします。

●問い合わせ先 給水課 ☎ 426-3685



漏水を発見したら

道路上で漏水を発見した場合、その地区を担当する水道局の窓口まで連絡をお願いします。

緊急に修理を行う場合には、急な断水や交通規制を実施することがあります。皆様のご協力をお願いします。



「道路での漏水の様子」へアクセス
(倉敷市動画チャンネル YouTube)



●問い合わせ先

水道管理課 ☎ 426-3675

各営業所（●水島 ☎ 446-1636 ●児島 ☎ 473-1225 ●玉島（船穂・真備地区を含む） ☎ 522-8153）

休日夜間 ☎ 426-3660



広報くらっぴい 令和 2 年 7 月発行 第 73 号

■編集・発行 / 倉敷市水道局水道総務課企画検査室 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

☎ 426-3654 FAX 427-7271

■ホームページ / <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/suidou/>

■Eメール / wbadm@city.kurashiki.okayama.jp

広報くらっぴいは年 4 回（1 月、4 月、7 月、10 月）発行しています。
〔くらっぴい〕は、倉敷市水道局イメージキャラクターの名前です。



広報

くらっぴい

倉敷市水道局

Kurashiki Waterworks Bureau News

2020

7 月

第 73 号

7 月 1 日から水道料金・下水道使用料※が
スマートフォンアプリでも
お支払いいただけます！



簡単で
便利だね月

※下水道使用料については、水道料金と
合わせて請求しているものに限りません。

ご利用できるアプリ

au PAY

PayB

PayPay

ゆうちょ Pay

LINE Pay

請求書支払い

Rakuten
楽天銀行

◆納付書にあるバーコードをスマートフォンで読み込むことで
お支払いいただけます。

◆金融機関やコンビニエンスストアに行かなくても 24 時間
いつでも、どこでも、簡単に支払うことができます。

◆詳しくは、水道局のホームページをご覧ください。

●問い合わせ先（各水道料金窓口）本庁 ☎ 426-3661・水島 ☎ 446-1611・
児島 ☎ 473-1125・玉島（船穂・真備地区を含む） ☎ 522-8123



↑
ホームページへ
アクセス

◆平成31年度水質検査結果

検査結果の評価 全ての検査項目で水質基準を満たしています。

水道水には、水道法によって合格ラインとなる「水質基準」が定められています。人の健康への安全性を十分に考慮した基準値が設定されており、51の検査項目があります。検出された項目についても、水質基準に対してごく微量なので、健康への影響はありません。安心して飲んでいただけます。

下の表は、平成31年度の水質検査結果から、各水源系統別の年間平均値の結果を抜粋したものです（全ての結果は水道局ホームページに掲載しています）。

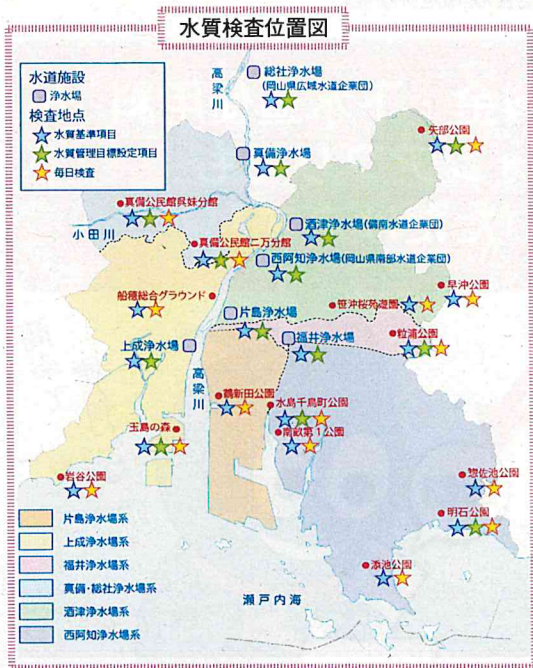
分類	項目	基準値	片島系	上成系	福井系	真備系	酒津系	西阿知系	
健康に関連する項目	病原生物	一般細菌 100集落数/mL以下	0	0	0	0	0	0	
		大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
	無機物質	シアン化物イオン及び亜シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.35	0.56	1.67	0.59	0.73	0.73
	金属	カドミウム	0.003mg/L以下	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002
		水銀	0.0005 mg/L以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
		鉛	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		ヒ素	0.01 mg/L以下	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001
		銅	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	金属（黄色）	鉄	0.3 mg/L以下	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
マンガン		0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
水道水が有すべき性状に関連する項目	無機物質（味）	亜鉛	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
		塩化物イオン	200 mg/L以下	21.1	7.5	26.4	7.1	7.3	7.3
	有機物（発泡）	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	56	59	103	56	57	57
		陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	有機物（味・色）	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L以下	0.7	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6
	基礎的性状	蒸発残留物	500 mg/L以下	134	99	232	93	98	98
		pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.3	7.5	7.7	7.5	7.5
		臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
		色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

※表中の記号「<」は、検査機器で正確に測ることのできる最小値以下であることを示しています。

◆令和2年度水質検査計画の主な内容

水道局では、安全な水道水であることの確認と、水質検査の透明性の確保を目的として、毎年「水質検査計画」を作成しています。

この計画で、次のような項目を定め、安心して利用できる水道水をお届けするため、水質検査を実施しています。



● 水質基準項目

水道法で検査が義務付けられている51項目を水道局で検査しています。市内の浄水場と各系統別の15カ所の給水栓（蛇口）から採水し、水質検査をしています。

● 水質管理目標設定項目

水質基準項目以外にも、水道局では24項目について検査をしています。

● 毎日検査

「色」「濁り」「残留塩素」の検査を市内15カ所の給水栓で毎日実施しています。



● 水質に関する問い合わせ先 浄水課 ☎ 465-7314

ときに備えて日頃から水を備蓄しよう。

3 注意!

水道水は長時間置いておくと、消毒のための塩素がだんだん抜けていきます。水道水を飲料水として備蓄するのであれば、3日程度を目安に水をくみ替えなくてはなりません。

くみ替えは大変!
飲料水は、保存年限が長い市販のボトル水を用意しようかな



4 水の備蓄は役立つ

生活の中では、飲料以外にも多く水を利用します。水道水のくみ置きをしたり、お風呂の残り湯をため置きしておけば、水洗トイレや初期消火用水としていざというときに役立ちます。

備蓄した水道水は、もしもの時のトイレ用にとっておこうかな



9月1日は防災の日です。“もしも”の

1 飲料水の確保

大人1人が生きていくためには、最低1日3ℓの飲料水が必要といわれています。もしも災害が発生したら、救援の物資や復旧体制が整うまで災害発生から3日程度かかるといわれています。

3ℓ × 家族の人数 × 3日分

災害に備えて飲料水を備蓄しましょう。

2 備蓄のしかた

水道水をくみ置きするときは、清潔で、ふたのできる容器の口元いっぱいまで水を入れて、直射日光の当たらない涼しい場所で保管してください。



容器の口元いっぱいまで水を入れる



直射日光の当たらない涼しい場所で保管